

輸出貿易管理令別表第1の8の項又は15の項(4)に掲げる電子計算機等の輸出許可申請に係る誓約書について（お知らせ）

平成12年12月27日  
貿易局安全保障貿易管理課

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の8の項又は15の項(4)に掲げる貨物の輸出のうち、下記2に該当するものについては、輸出許可の申請に際して、「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成8年9月4日付け8貿局第365号。以下「通常兵器通達」という。）の規定に基づき下記3の誓約書を輸出許可申請の添付書類として提出していただきますので、お知らせします。

## 記

### 1 定義

このお知らせにおいて「特定電子計算機」とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）第7条第三号ロ又は第14条第四号イに該当する貨物をいい、「特定機能向上部品」とは、第7条第三号ニ又は第14条第四号ロに該当する貨物をいう。

### 2 対象輸出

- (1) 複合理論性能が1秒につき150,000メガ演算を超える特定電子計算機又は特定機能向上部品（特定機能向上部品を用いて増設される電子計算機の複合理論性能が1秒につき150,000メガ演算を超えるものに限る。）であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域（アメリカ合衆国を除く。）又は大韓民国を仕向地とするもの（貨物の需要者が確定していない場合に限る。）
- (2) 複合理論性能が1秒につき75,000メガ演算を超える特定電子計算機又は特定機能向上部品（特定機能向上部品を用いて増設される電子計算機の複合理論性能が1秒につき75,000メガ演算を超えるものに限る。）であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域、大韓民国及び別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの（貨物の需要者が確定している場合に限る。）

### 3 誓約書

- (1) 上記2(1)に該当する場合

#### 輸入者の誓約書

ア 輸入者の名称及び所在地

イ 当該貨物の保管場所（当該貨物を当該保管場所において厳重に管理する。）

ウ 貨物の再輸出の制限（当該貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域（国名を列挙）及び大韓民国以外の地域には再輸出をしない。なお、やむを得ず、当該貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域及び大韓民国以外の地域に再輸出をする場合には、輸出者の事前同意を得る。）

エ 貨物の販売対象の限定（当該貨物を大量破壊兵器等（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）又は通常兵器の開発、製造又は使用に関与する者には、販売し

ない。需要者等に大量破壊兵器等又は通常兵器の開発、製造又は使用関与の有無に関して疑義が生じた場合には、需要者等の概要説明等を輸出者に提出し、その販売について輸出者の事前同意を得る。）

オ 代表者によるサイン、肩書き、日付

輸出者の誓約書

輸入者から以下の事前同意を求められた場合に、需要者等の概要説明等を通商産業省に提出し、対応につき相談する。

ア 当該貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域及び大韓民国以外の地域に再輸出をする場合

イ 国内販売又は輸出令別表第4の2に掲げる地域若しくは大韓民国における販売であって需要者等の大量破壊兵器等又は通常兵器の開発、製造又は使用関与の有無に関して疑義が生じた場合

(2) 上記2(2)に該当する場合

需要者の誓約書

通常兵器通達の別記3の1(1)の誓約書に下記の内容を加えたもの

ア 輸送時におけるサービス又は施設の使用の制限（輸出令別表第4に掲げる地域のサービス又は施設を使用しない。）

イ 用途の限定（当該貨物及びその複製品を大量破壊兵器等（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）、ロケット、軍用航空機、核燃料サイクル施設及び重水製造装置の開発又は製造には、使用しない。）

ウ 当該貨物の使用場所の制限（上記（下記）の使用場所のみで使用する。）

エ 輸出令別表第4に掲げる地域に居住する者のコンピュータアクセスの禁止

オ コンピュータアクセス(注)は善良でアクセスを行うことを承認された人に限定

(注) コンピュータアクセスは、プログラムの作成、読み込み又は実行することを指し、システム管理を含む。コンピュータアクセスには、蓄積されたデータを取得すること及び使用を承認されないプログラム以外のプログラム上での処理データのやり取りは含まない。

カ 上記オを実現するために、下記の内容を満たすもの

(a) 実行されるプログラムが許可の条件に従うものであるか否かを必要に応じ調査することを確認する。許可の条件に従うものでない場合には、そのプログラムをシステムから削除する。

(b) 承認された最終用途を全ての使用者に守らせる。

(c) 新しいアカウントの設定とパスワードの割り当てを監督する。

キ 貨物の改造の制限（輸出者の事前の許可なく複合理論性能を高めるような改造を行わない。）

輸入者の誓約書

ア 上記 アの内容を満たす誓約書

輸出者の誓約書

通常兵器通達の別記3の1(2)の誓約書に下記の内容を加えたもの

ア 上記 アの内容を満たす誓約書

なお、必要に応じて上記 ~ 以外の誓約書の提出をお願いすることがあります。

また、上記2(2)に該当する場合であっても、上記3(2)の誓約書の提出を要しない場合がありますので、特定電子計算機又は特定機能向上部品を輸出する場合には、貿易局安全保障貿易管理課までお問い合わせください。

上記2のいずれにも該当しない特定電子計算機又は特定機能向上部品の輸出については、貿易局安全保障貿易管理課までお問い合わせください。